

# 委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

（徳島県HP）：委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

## （ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(業務スケジュール管理表)**

**第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### **(Web会議【受注者希望型】)**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

(徳島県HP) : Web会議実施要領

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(本業務の特記仕様事項)**

**第8条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

##### 1 概要

本業務は、日和佐川において津波・高潮対策事業の実施に伴い、流域環境等の実態を把握するため、生物調査（魚類、底生動物、植物、鳥類）などの調査を実施し、河川環境情報図等を作成するものである。

##### 2 業務内容

###### (1) 河川環境調査と河川環境情報図のとりまとめ

既往の河川環境調査の資料収集、生物調査（魚類、底生動物、植物、鳥類）等を行い、河川環境情報図をとりまとめる。

###### (2) 計画準備

事前に現地調査を行い、調査方法、調査時間、調査地点の選定等を行ったうえで、効率的な調査計画書を作成する。また、必要書類について準備する。

###### (3) 事前調査

既往の河川環境調査などの資料収集、文献調査および関係機関等への聞き取り調査を実施し、調査結果のとりまとめを行う。

###### (4) 現地調査

###### ①魚類調査

投網、タモ網、定置網等による調査を行い、調査範囲内における魚類の生息状況を把握する。

I 調査時期は、春季と秋季の2回とする。

II 調査地点は、1地点とする。

III 重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

## ②底生動物調査

タモ網等による定性採取を行い、調査範囲内における底生動物の生息状況を把握する。

- I 調査時期は、初夏から夏の1回とする。
- II 調査地点は、1地点とする。
- III 重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

## ③植物調査

調査結果を踏査し、出現する植物を記録する。

- I 調査時期は、春季と秋季の2回とする。
- II 調査地点は、1地点（A＝18ha）とする。
- III 重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

## ④鳥類調査

- I 調査範囲において設定した観測地点と移動中に出現する鳥類を記録する。
- II 調査地点は、1地点とする。
- III 調査時期は、繁殖期（5～6月頃）と冬季の2回実施する。
- IV 重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

## (5) 調査結果とりまとめ

対象区間における生物環境（魚類、底生動物、植物、鳥類）、河川環境及び河川構造物調査についてとりまとめ、河川区分ごとにそれらの特徴を考察する。また、その結果をとりまとめた河川環境情報図を作成する。

## (6) 照査

## (7) 打合せ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮を行う。

- ・業務着手時 1回
- ・業務中間時 1回
- ・成果納入時 1回

## (8) 成果品

### ①仕様外の事項等

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めることとする。また、仕様書の内容に質疑が生じた場合、また、この仕様書の内容を変更する場合は発注者と受注者が協議して定めることとする。

### ②成果品

本業務の成果品として、次のものを提出すること。

- I 成果報告書（A4版） 1部
- II 同原稿（電子媒体） 2部
- III 業務カルテ
- IV その他監督員が指示するもの